

令和 4 年

# 三川町議会会議録

## 第 5 回 議会臨時会

令和 4 年 11 月 2 日 開会

令和 4 年 11 月 2 日 閉会

## 第 6 回 議会定例会

令和 4 年 12 月 6 日 開会

令和 4 年 12 月 9 日 閉会

三川町議会事務局

令和 4 年

## 第 5 回 三川町議会臨時会会議録

令和 4 年 11 月 2 日 開 会

令和 4 年 11 月 2 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日                    11月 2 日 (水)                    会議録第 1 号

会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議第 5 6 号    令和 4 年度三川町一般会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の承認に ついて.....	3
議第 5 7 号    令和 4 年度三川町一般会計補正予算 (第 6 号) .....	9

## 令和4年第5回三川町議会臨時会会議録

1. 令和4年11月2日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員 7番 鈴 木 重 行 議員  
8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員 10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

4番 佐久間 千 佳 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒 田 浩 議 会 事 務 局 長 飯 鉢 凜 書 記  
須 藤 達 也 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日            11月2日(水)          午前9時30分開会

日程第 1            会議録署名議員の指名

日程第 2            会期の決定

日程第 3            議第56号          令和4年度三川町一般会計補正予算(第5号)の専決処  
分の承認について

日程第 4            議第57号          令和4年度三川町一般会計補正予算(第6号)

○ 閉 会

○議長（佐藤栄市議員） ただいまから令和4年第5回三川町議会臨時会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 砂田 茂議員、  
6番 鈴木淳士議員、以上2名を指名します。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る10月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告いたします。

本臨時会には、町長提案として専決処分の承認1件、令和4年度一般会計補正予算1件、以上2件が予定されており、会期については、町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして、本日1日間と決定を見たものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう特段のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第56号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第56号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年10月14日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,544万8,000円を追加し、補正後の予算総額を54億5,403万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款総務費については電子計算費の追加補正、3款民生費については社会福祉総務費の追加補正、4款衛生費については予防費の追加補正であります。次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴いそれぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは私の方から質問させていただきます。5ページ、4款1項2目の予防接種台帳システム改修委託料150万7,000円に関しましてお聞きします。この中身に関しましては、対象年齢幅が増えたために増額になったと聞いておりますけれども、内容について分かれば教えていただきたいと思ひますし、また現在4回目のワクチン接種が執り行われておりますけれども、今後4回目以降の計画なども分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議 長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 内容についてご説明いたします。新型コロナウイルスワクチンの予防接種は、VRSと呼ばれる接種記録管理システムに接種した病院、会場が接種情報を登録し、接種者を管理しています。今回、オミクロン対応株ワクチンについては、9月に補正を行っておりましたが、新たに生後6ヵ月から4歳を対象としたワクチン接種を実施することになり、健康管理システムを改修する必要が生じたため、委託して実施するものです。

次のご質問ですけれども、接種の回数についてです。オミクロン株対応2価ワクチン接種は12歳以上で1、2回目終了している方を対象として、オミクロン株対応ワクチンが何回目に接種するかという回数に関係なく、一人一回行うこととなっています。そのため、2回目までしか接種してこなかった方は3回目として、オミクロン株対応2価ワクチンを接種することになります。同様に3回目まで接種している方は4回目として、4回目まで接種している方は5回目としてそれぞれ接種することになります。60歳以上については、9月に従来型ワクチン接種を行ったため、12月から1月に5回目としてオミクロン株対応2価ワクチンを接種する予定として準備をしようと考えているところです。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） それでは私の方から1点。マイナポイント支援事業業務委託ということで予算化されているんですけれども、国の方針ではマイナポイントの獲得が全国の平均値以下だとデジタル田園都市国家構想の補助金受付の対象にしないというような話がありましたけれども、現在進んでいるという話でしたけれども、現在町のマイナポイントの申請率というか受給した率、その辺全国規模からどうなのか。それと今のデジタル田園都市国家構想の国の考え方というのは、町にどういふように伝わっているのかお知らせください。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まずマイナポイントの付与率といいますか、受給率といいますか、そういったことについてですけれども、マイナポイントにつきましては、マイナンバーカードを取得した人が個人で申請またはマイナポイントを支給するための支援場所といいますか、役場ですとか民間事業者ですとかいろいろあります。そういったところで個人個人が対応するというようなことになっておりますので、どのくらいの方がマイナポイントを受けているかということは把握しておりません。また、デジタル田園都市国家構想関係についても、まだ国の方から明確な方針等出てきておりませんので、今後の国の動向、対応を見

ながら対応していきたいと考えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ただいま同僚議員からもありましたけれども、4 ページのマイナポイント支援業務委託料について少し確認したいと思います。今回、この事業の財源は、国からのマイナポイント事業費補助金によって行うと示されております。説明欄には、マイナポイント支援業務委託料と記された内容がありますが、ポイントを受けるときにはマイナンバーカードを取得した後にスマホやパソコンなどを使って申し込むものと、今ご説明もありましたとおり、そのように認識しております。

ここでマイナポイント支援事業とありますので、その申し込みのお手伝いをするということなのか。また、委託料ともありますので、外部に設置された委託先に行ってしまうものなのかなど、その事業の内容等お聞かせください。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） マイナポイントにつきましては、マイナンバーカードを交付された方が交付したカードの発行を受けた時点で5,000 ポイントを受け取れる。その他、健康保険証を登録すると7,500 ポイント。さらには国からの公金等受取口座を登録するとさらに7,500 ポイントを受け取ることができる。合計2万ポイントを受け取ることができるという制度であります。

今回、町の方で支援いたしますのは、そのマイナポイントを各個人が申請することが原則となっておりますが、そういった機器に弱い方ですとか、高齢者の方などについてはご自分でできない場合が想定されるということから、その手続に関する支援のスポット的な箇所というのが国の方から定められているといたしますか、指定されております。そういったところが三川町、各自治体であったり外部の事業者としては三川町内で言えばイオンショッピングセンター、それからコンビニエンスストアのATMですとか、携帯電話のショップ、さらには郵便局など、その支援スポットというのが、手続できるスポットというのが何か所かあります。三川町においては、役場の1階ロビーにおいて、その特設窓口を設けているところであります。

今回、補正予算に208万9,000円の事業費を計上しておりますが、この中身としては業務委託料もありますけれども、プラス会計年度任用職員を雇う経費も見えております。七十数万円ほど入っております。現在、会計年度任用職員を10月下旬から1名雇用しており、その方から役場庁舎に訪れた方々がご自分で申請する、役場で準備したパソコンを使って申請する手続のサポートを行っております。あくまでも申請はやはり個人で行うということであり、その操作の仕方、入力の仕方を教えながら進めているという現状であります。

一方、業務委託料として計上しておりますのは、当初、この会計年度任用職員1名でどれだけ対応できるか、今後その役場に申請を求める方々がどれほどいるかという部分が、なかなか見込みが立てられなかったと。多くなるだろうという予想は立てていたところでありますので、この会計年度任用職員1名で不足するような事態があった場合は、外部の業者委託を行って対応していきたいというようなことから、今回補正予算計上をしたところであります。

す。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ポイントの申込期限は、来年、令和5年の2月までと認識しているんですけども、専決処分をして急ぐ理由はどのようなものだったのかお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 当初、国の方ではこのマイナポイントの受け取りについては令和4年9月までマイナンバーカードの交付を受けた方を対象とするというようにしておりましたが、このポイントを受ける対象となるのがカード交付を12月まで申請した方ということで期間を延長したところであります。そういったこともあり、今後一層マイナンバーカードの申請が増えてくるだろう、それに伴ってポイント申請に係る手続きも増えてくるだろうという見込みのもと専決処分で行ったところであり、実際9月までは町民課住民係の窓口担当がカード交付とポイント申請を同時に、事務を行ってきたところですが、9月下旬、9月ころから窓口に来るお客様の数が増え、一つの係でカード交付とポイントの支援を行うということが難しいという状況になったことから、専決処分をさせていただいたところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 同様の質問となります。ただいまもありましたマイナポイント支援業務委託料についてお伺いします。ただいまも答弁にありました申請発行窓口が煩雑化しているというようなこと、また、今後期限が近づくにつれて、駆け込みの申請が増えていることに対する対応というようなことだったかと思えます。

やはり一体的な人員体制をとるべきなのかなと思いますけれども、業務委託を含めまして、マイナンバーカードの申請発行、さらにはマイナポイントの付与への支援といった部分で、結局は全体で何名の人員体制で対応しているのかお伺いしたいと思えますし、そこを一度確認したいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） マイナンバーカードの交付につきましては住民係の方で会計年度任用職員を雇用しながら1名専任の職員がおり、忙しいときには住民係の正職員もお手伝いしているというような状況と聞いております。一方ポイントの付与につきましては、企画調整課の会計年度任用職員が、現時点におきましては専任で特設の窓口において対応しており、不足が生じるときには企画調整課の職員も協力をしながら対応しているという状況であります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 申請に訪れる町民への対応がとられているというようなことではありますが、また先程答弁の中では今後の申請数がなかなか見込めないんだという中での対応というようなことだと思います。少し質問が違うのかもしれませんが、実際、先程同僚議員からも質問がありました、マイナンバーカードの発行状況、町民の取得率、現状ではどのようになっているのか。また、今後このポイントが付与されるうちに見込まれる人員、

町民の数というものはある程度計算できるものかと、また目標を持って行うべきものかと思うんですが、この辺の見込みについて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） マイナンバーカードの発行率でありますけれども、令和4年9月末現在においては約41.5%でありました。それで10月末現在においてはまだ確定値が出ておりませんが、約44.6%になるのではないかとこのように見込んでおります。

発行人数としましては今年度の4月におきましては64名、5月においては28名、6月が36名、7月が31名というようになっておりますけれども、8月から急激に増えてまいりまして、8月が130名、9月が230名、10月が225名というようになっております。今後の推移といたしましては、まずはこの9月、10月程度の人数が当分続くのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉委員） 私から3款民生費の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業について伺います。まず、この事業におきますいわゆる給付となる条件はあるのかどうか、どのようになっているかお知らせください。そして、また最終的にこの給付金が対象となる世帯なのか個人なのか分かりませんが、そこまで届くスケジュール的なことも少しお知らせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それではお答えします。まず対象ですけれども、給付対象は令和4年9月30日において、住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当する世帯であります。一つ目といたしまして、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯、二つ目として予期せず家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯、いわゆる家計急変世帯、この二つの条件となっております。

スケジュールに関しましては、必要なときに届けなければ意味がないため、スピード感を持ち対応したいと考えております。11月下旬には世帯への確認書等を発送し、受け付けを開始し、最終的には国が示しております1月31日までが申請期間となっておりますので、最終支払いは2月下旬を目標に設定を考えていると、スケジュールを考えているところです。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉委員） ちょうど1月31日までの申請期間ということでありました。そうしますと、この事業そのものはすべて申請によるものだというように理解されますが、令和4年の住民税均等割の非課税世帯、これはすでに町もそれは一定押さえているわけでありますので、件数については承知しているというように思います。また、こういった給付金について、一応、該当となる皆さんから、役場の方に返送したり、そうした手続をするということ自体、これを何とか簡略できないのかなというように思いますが、その辺はどうなのか。

それから家計急変世帯と申されましたが、やはりこういった形になれば適用とされるのか住民は分からないわけでありましたので、そうした適用となるいわゆる限度額といったもの、

数値的なもの、それはやはり周知していかなければ申請できないというように思います。その辺はどうしていくのか、広報周知活動をどうするのか。それから同じ屋根の下に同居しながら二世帯となっている、そうした家庭もいるわけでありましたが、本町の場合はそれをどういったカウントにしていくのか。一世帯とするのかそれとも二世帯とするのか、分離世帯になっていてでも一世帯だというようにしていくのかどうか。その辺もお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 1点目の手続に関しましてはプッシュ型、いわゆるこちらから申請をいたしまして、確認書等で手続がなく、速やかに支払われるプッシュ型と言われる方法、それから確認書のパターン、こちらの方は先程お話があったように確認しましたということで、返信を受け付け、こちらの方から交付決定をしてという方法になるんですが、こちらの二つの方法をまず国からの指示を仰ぎながら、申請期間も短いことですので、できるだけ簡素化に速やかに対応できるように対応をしていきたいというように考えているところです。

それから、家計急変世帯への周知に関しましては、広報等を使いながら、従来どおり広く告知できるように進めていきたいというように考えています。

それから、二世帯への対応に関しましては先程お話したとおり、世帯対応となりますので、それぞれの対応となります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 最後の方に出ていましたいわゆる分離世帯の件で、同居しながら二世帯といった形のものは一世代ずつ見ると今おっしゃいましたが、これは各市町村においてどういった基準、どういった判断をするかは委ねられているわけでありまして、本町の場合は同居しながら世帯分離していても二世帯のカウントをするということは間違いないんですか。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 質問の意味を少し誤解いたしておりました。私の方で再度確認いたしまして、適切に対応するようにいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の件について、同僚議員からいろいろと質問が出た中で、この緊急支援給付金19節の扶助費に計上するということからしますと、国で制度化した給付金なわけですし、生活困窮者、先程詳しい内容をお聞きしたわけですが、プッシュ型か申請型というような答弁がありましたけれども、むしろプッシュ型で国の方では扶助費として対象者に支給すべきであるというような対応をとるべきかと思うんですが、どうも答弁の内容を聞きますと申請型で確認した後、交付するんだということでは、いわゆるタイムラグが生ずるという状況であって、国の方針といささか異なる対応になってしまうのではないかという懸念があるわけですが、その部分についての考え方をご説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 今現在は、住民税非課税世帯の支給対象としては確認書を

もって給付するようという指示もありまして、ただ、今お話したように一方でプッシュ型での対応も検討するようという指示もありますので、どちらかが適切に対応できるかは今後検討していきながら対応したいというように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第56号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第56号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午前10時01分）

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午前10時02分）

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第57号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第57号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,388万6,000円を追加し、補正後の予算総額を55億2,792万5,000円といたすものであります。まず歳出であります。2款総務費については企画費の追加補正。戸籍住民基本台帳費における県補助金の交付に伴う財源更生であり、3款民生費については社会福祉総務費及び障害者福祉費の追加補正。7款商工費については商工振興費及び観光費の追加補正。10款については学校給食費の追加補正であります。次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 4ページの民生費、低所得世帯の冬の生活応援事業ということで今回150万円になっているわけですが、これ生活保護世帯の場合、その前に一世帯当たりの額を伺います。そしてこれは世帯ですので今年の4月1日現在では世帯数が25、人数が30人です。これも含めた生活応援の世帯数は何件なのか、あくまでも世帯数でよろしいのか伺います。

- 議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。
- 説明員（鈴木武仁健康福祉課長） こちらの事業なんですけど、まず対象の方からですけども、令和4年10月1日時点において、本町の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯構成員全員が令和4年度住民税非課税世帯であること、かつ、いずれかに該当する世帯となっております。一つ目として65歳以上の高齢者のみで構成される世帯。二つ目として、重度障害者が世帯構成員となっている世帯。三つ目として一人親世帯、さらに前項の規定に関わらず、町内に住民票を異動していながら東日本大震災の避難世帯として復興庁の避難者数調査の対象としている世帯のうち、世帯構成員全員が令和4年度住民税非課税世帯である世帯となっております。対象の件数ですけども、約300件を想定しております。以上です。
- 議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。
- 2番（志田徳久議員） 非課税で当然生活保護を受けている世帯がおそらく該当しているのではないかと。今回の額、私のあれでは一世帯1万円、県と町を合わせると一世帯1万円という理解でよろしいのか。そして、私が心配しているのは生活保護法によりまして灯油等の支給が月8,000円の場合は非課税、収入として認定しないということになっております。これは1万円となれば収入として税金がつく可能性があると思いますが、その点どうでしょうか。
- 議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。
- 説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 金額に関しては今議員がおっしゃるとおり1万円となります。それからこちらの事業に関しましては、生活保護受給者世帯は除くものとなっております。以上です。
- 議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。
- 7番（鈴木重行議員） 1点お伺いします。7款商工費におきまして、三川町原油・物価高騰家計応援クーポン発行事業について、この事業内容についてお伺いしたいのと、クーポンを発行されるということですけども、期限等定められているのかどうかといった部分。また、この額の中に委託料とクーポンの発行額と明確に分かれているのかどうか。それぞれの額が分かればお伺いしたいと思います。
- 議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。
- 説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問につきましては先般実施されました全員協議会の資料をご覧いただきたいというように思いますが、現時点ではクーポン券につきましては7,400人の9,000円、お一人9,000円ということで6,660万円、その他印刷費、人件費等をその他の部分ということで考慮いたしまして、6,815万円ということで実施の予定でございます。また、期限につきましては、現在、本日議会で議決をいただきまして、その後実施主体であります出羽商工会三川支所との協議ということでございますけれども、12月1日からの実施で、令和5年2月28日までの期間での実施ということで予定しております。
- 議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。
- 7番（鈴木重行議員） これまでも新型コロナウイルス対策、また今回の物価高騰対策とい

うことで事業者支援また家計支援等行われてきました。委託先といたしましては出羽商工会を想定しているというようなことでありましたが、菜のC aとの並行の発行ということで加盟する事業者も多くあるべきと思うわけでありませけれども、やはり家計支援ならで、どこでも誰でも使えるようなクーポン券とするべきと考えます。菜のC aの場合ですと、やはり加盟を渋る事業者もあったかと思ひますけれども、加盟事業者を多くする策等お考えがあればお伺ひしたいと思ひますし、以前のクーポンの場合ですと換金手数料で目減りしてしまふ、また、加盟までの期間が長くて、なかなか加盟しづらかったという事業者の声もあったわけでありませけれども、そういった声を反映できるかどうか考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今ご質問にありましたとおりに、現在実施をしております地域通貨菜のC aにおきましても地域の経済振興ということで実施をしておるわけですが、今回の実施につきましては経済支援という部分がございませるので、なるべく多くの業種と申ひますか業態と申ひますか、から参加をしていただくようにということで、予算議決前でございますが、出羽商工会からはなるべく現在の菜のC aの参加事業者に限らず広く声をかけていただき、多くの業態から参加をいただくようにということで、現在調整をしておるところでございませ。

ただ、実際問題といたしまして、今お話ありませとおりに商工会の加盟店であるかどうか、あるいは様々な当然事務的な部分が発生しますので、その部分での協力体制ということで、ただ先程もお話しませとおりに地域経済支援とともに生活支援という部分もございませるので、ぜひ多くの業態から多くの業種から参加をいただきたいということで、商工会には話をしておるところでございませ。

また、手数料あるいは加盟の期間ということでございませますが、実はいわゆる新型コロナウイルス感染拡大以降、全国的に経済、商業、飲食業、工業を含めて、経済的には停滞をしておるところでございませますが、様々な経済支援を実施しておるという関係がございませして、実は出羽商工会全体においても商工会の加盟店は増加をしておるという状況でございませ。これは苦しい中でもみんなで助け合おうという意識もあったかと思ひますが、その中でも特に三川支所につきましては、出羽商工会の中でも増加率が高いということで認識をしておひませ。その意味では、その地域の商業振興の核となる商工会とともに今後とも地域振興あるいは今回のような生活支援も含めた様々な経済対策について進めてまいりたいということで考えておるところでございませ。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今回僚議員から質問があつた商工振興費の委託料の関係について、細かい部分で恐縮なんです、一応確認したいと思ひますけれども、この委託料の方法としてはクーポン券の発行というかねてから説明を受けていたわけですが、クーポン券ですので、交付をもらった町民が活用して初めて町の負担が発生するということに理解できるわけですが、そのクーポン券、せつかくもらったものが100%使用されるということにはならな

い可能性もあるわけですし、その場合の委託料の精算方法というような部分について、念のため確認したいと思います。

そういった点で、本来であれば先程説明がありました細かい事務処理の委託、また、このクーポン券等を準備していただく分の委託という部分についての事業費関係を委託料というような計上をして、発行するクーポン総額もある程度予算で分かっていたわけですので、町で負担金、補助金、交付金というような形でいわゆる 18 節で分けて計上する方法がなかったのかどうか、その辺の所見についてもお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問にありました中で、少し質問の意図にどうかどうかあれですけれども、本来、業務委託の中で 6,660 万円ほどの発行での事業料と。今のお話ですとこの中でその施行によつての歩合といいますか、その関係での事務費といいますか、委託料の部分の執行率の部分のというのが前段のお話あったかと思いますが、通常業務委託の場合ですので、実施の段階でこの実際 100%の執行というのは難しいかと思いますが、100%の執行を目指すものということでの事務委託ということでご考えているところがございます。

それと、中身につきましてはこの事業料も合わせての執行ということで、出羽商工会の方に業務委託ということで考えておりましたので、各部門ごとということに分けての予算執行ということは想定をしておらなかったというところがございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 少し私の質問の仕方がまずかったのかもしれませんが、今の答弁ですと事務の委託というような捉え方をされていたわけですけれども、私の確認したかったのは 7,400 人分の 9,000 円のクーポンを交付するということでありましたので、このクーポン券が総額でいけば 6,660 万円ほどのクーポン券の発行予算ということになるわけですが、このもらったクーポンが 100%活用していただけなかった場合の委託料の精算方法について確認したいという質問なんです。

併せて、端からそのクーポン券の発行すべき金額、予算がある程度確定しているわけですので、12 節の委託料とは分けて、クーポン券分だけは 18 節の負担金等に計上するという考え方はなかったのかということを確認したかったわけですので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今回につきましては、当然発行事業と実施というところの考え方になるかと思えます。当初において少しお話あれですけれども、7,400 人分の 9,000 の 6,660 万円という事業でございますが、こちらにつきましては発送あるいは印刷等の業務につきましては、この時点で業務が確定しておるということでございますので、その後の実施について、その実施の執行率によつての事務の云々ということは、現在は想定をしておらないというところがございます。

この時点で実施をしたということでの業務委託ということでご考えているところござい

ます。また、クーポン券の発行につきましても、トータルとしての事業ということで捉えておりますので、分けての予算計上は考えておらなかったというところがございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第57号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第6号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第57号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第6号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和4年第5回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時20分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和4年11月2日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番